

母子保健に係る制度改正について

母子保健に係る制度改正の進め方について

令和5年

10月2日 こども未来戦略会議（第7回）

岸田内閣総理大臣発言（抜粋）

本年6月に「こども未来戦略方針」を策定し、今後の集中的な取組として「加速化プラン」をお示しいたしました（中略）

「加速化プラン」に掲げる各種施策について、法制化が必要なものは、来年通常国会での法案提出に向けて準備をし、制度設計等の具体化を急がなければなりません。加藤大臣、新藤大臣、武見大臣はじめ関係大臣においては、関係する会議体での議論を含め検討を進めていただき、成案を得ていきます。

10月12日 子ども・子育て支援等分科会（第2回）

資料7「子ども・子育て支援加速化プラン」等に基づく制度改正事項について（抜粋）

○「子ども・子育て支援加速化プラン」等に基づく制度改正事項のうち、子ども・子育て支援等分科会以外の会議体で検討するもの

（中略）

- ・ 母子保健関係に関する事項（成育医療等分科会）

11月22日 成育医療等分科会（第2回）

- ・母子保健に係る制度改正について 等

12月上旬 子ども・子育て支援等分科会（第4回）

- ・他部会の議論の状況について（報告） 等

母子保健に係る政府方針（こども未来戦略方針）

○こども未来戦略方針

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～

（令和5年6月13日閣議決定）（抄）

Ⅲ．「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ－1．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充

～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。